

株式取扱規則

そーせいグループ株式会社

株式取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社における株主権の行使の手続その他株式及び新株予約権に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）並びに証券会社及び信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款の定めに基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(請求又は届出の方式)

第3条 この規則による請求又は届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第12条に定める場合は、この限りでない。

② 前項の請求又は届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

③ 第1項の請求又は届出を行うに際し、保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

④ 当会社は、第1項の請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われた場合は、当該請求又は届出が株主本人からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。

⑤ 当会社は、第1項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主本人又は代理人本人であることを証明する資料の提出を求めることができる。

⑥ 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求又は届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記載又は記録)

第4条 株主名簿の記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

- ② 前項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- ③ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載又は記録)

第5条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

- ② 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては、別段の定めをすることができる。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第6条 株主及び登録株式質権者（以下「株主等」という。）は、その氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。

- ② 前項の届出又はその変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、新株の発行その他法令に定める場合はこの限りでない。

(法人株主の代表者)

第7条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を届け出るものとする。

- ② 前項の届出又はその変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、新株の発行その他法令に定める場合はこの限りでない。

(共有株主の代表者)

第8条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、その氏名又は名称及び住所を届け出るものとする。

- ② 前項の届出又はその変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、新株の発行その他法令に定める場合はこの限りでない。

(法定代理人)

第9条 株主等の親権者又は後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を届け出るものとする。

- ② 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、新株の発行その他法令に定める場合はこの限りでない。

(外国居住株主等の届出)

第 10 条 外国に居住する株主等又はその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか又は通知を受ける場所を定め、常任代理人の氏名又は名称及び住所又は通知を受けべき場所を届け出るものとする。

- ② 前項の届出又はその変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、新株式の発行その他法令に定める場合はこの限りでない。

(新株予約権者の届出事項等)

第 11 条 第 6 条から前条までの規定は、新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法に準用する。ただし、第 5 条第 2 項による別段の定めのない限り、届出先は、株主名簿管理人とする。

第 3 章 株主の権利の行使方法等

(少数株主権等の行使方法)

第 12 条 振替法第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、当会社の定める書式により当会社に対して、署名又は記名押印した書面をもって行わなければならない。この場合、当会社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票及び本人確認書類の提出を求めることができる。

第 4 章 単元未満株式の買取請求の取扱い

(買取請求の方式)

第 13 条 単元未満株式の買取を請求（以下「買取請求」という。）するときは、機構の定めるところにより証券会社等及び機構を経由して行う。

- ② 買取請求の効力は、買取請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された日に生ずるものとする。

(買取価格の決定)

第 14 条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求の効力発生の日（以下「買取請求日」と

いう。)の株式会社東京証券取引所の開設する市場(以下「東京証券取引所」という。)における最終価格とする。

- ② 買取請求日に東京証券取引所において売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日にあたる時は、その後最初になされた売買取引の成立価格をもって、買取単価とする。
- ③ 第1項及び第2項により決定した買取単価に買取請求に係る株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第15条 当社は、前条第3項により算出された買取価格を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価決定の日の翌日から起算して4営業日目に買取請求者に支払う。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払う。

- ② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第16条 買取請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第5章 単元未満株式の買増請求の取扱い

(買増請求の方式)

第17条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となるべき株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

- ② 買増請求の効力は、買増請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生ずるものとする。

(買増請求の制限)

第18条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増価格の決定)

第 19 条 買増単価は、買増請求の効力発生の日（以下「買増請求日」という。）の東京証券取引所における最終価格とする。

- ② 買増請求日に東京証券取引所において売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格をもって、買増単価とする。
- ③ 第 1 項及び第 2 項により決定した買増単価に買増請求に係る株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第 20 条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に相当する金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替の申請をするものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第 21 条 当会社は、毎年次の各号に定める日から起算して 10 営業日前の日から当該各号に定める日まで、買増請求の受付を停止する。

- (1) 6 月 30 日
- (2) 12 月 31 日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

- ② 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第 6 章 その他

(手数料)

第 22 条 当会社の株式の取扱いに関する手数料(消費税を含む)は、無料とする。

- ② 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

(改定手続)

第 23 条 この規則の改定は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が行う。

附則

この規程は、2018年 6 月 22 日から実施する。

以 上